

電気工事業 支援パッケージ

～誰も教えてくれない電気工事業界～



全日本電気工事業工業組合連合会 編



はじめに

電気工事業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人手不足、働き方改革や生産性向上の取組み、デジタル化・スマート化の技術革新など、時々刻々変化している経営環境への対応が課題となっております。

こうした環境変化を乗り越えるためにも、組合員経営力強化に資する支援等、組合が果たす役割はますます重要になって来ています。

全日電工連では、2020年度に、組合員経営力強化、組織強化に係る支援・事業を行っていくために全国組合員実態調査を実施しました。

その調査から明らかになった組合員企業の現状として、経営者自身が日常業務に追われ、組織力強化・法人化に向けた社内体制の整備、雇用や人材育成、働き方改革、職場の安全・衛生対策、最新の法制度対応・デジタル化等に十分対応できない状況となっております。

また、一人親方から法人化、事業規模を拡大して公共工事を受託していく、元請けとして受注していくといった経営のステップアップに資する支援を組合に望まれております。

この度、組合員企業の会社経営をサポートする本冊子「電気工事業支援パッケージ」の作成にいたしました。

電気工事業者として必要不可欠なコンテンツを使いやすくするためにパッケージ化し、基本となる電気工事関連法令や必要な資格から始まり、これから対応が必要となる制度も網羅しており、会社規模や事業の拡大、経営ステップアップに必要な各種お役立ち情報を集約しております。

本冊子が、これからの制度対応や事業規模拡大を進めていくきっかけとなり、ひいては、組合員企業の持続的発展に寄与することができれば幸いです。

最後に、本書の作成にあたって、多大なるご支援、ご尽力をいただきました関係の皆さまに深く感謝を申し上げます。

2023(R5)年6月

全日本電気工事業工業組合連合会



1	業界について知るべき基礎知識	2
	(1) 登録電気工事業者とは (2) 建設業許可とは (3) 元請けと下請けの違い (4) 個人と個人事業、法人事業	
2	入札に参加するには	18
	(1) 入札とは (2) 入札の流れ (3) 入札参加の要件	
3	資格と従事できる業務	22
	(1) 電気工事における国家資格と業務範囲 (2) その他の資格と業務範囲	
4	入札に必要な経営審査とは	28
	(1) 経営事項審査(経審)とは (2) 経審の受け方 (3) 経営事項審査の有効期間	
5	働き方改革とその対応	30
	(1) 働き方改革とは (2) 働き方改革対応へのポイント (3) 実例から学ぶ 働き方改革対応へのヒント	
6	全日電工連の福利厚生制度	44
	(1) 全日電工連の各種保険	
7	フローチャートで理解する事故・災害発生時の対応	50
	(1) 事故発生時の対応 (2) 労災保険等の手続き (3) 災害発生時の対応 (4) 建設現場での事故発生要因 (5) 再発防止策の検討 (6) 災害発生時の緊急連絡先について	
8	最新の法制度・システムへの対応	60
	(1) 建設キャリアアップシステムとは (2) 建設・設備施工管理CPD制度とは (3) インボイス制度とは (4) 電子帳簿保存法とは	
9	事業承継	74
	(1) 事業承継とは (2) 事業承継の種類	
10	職場の安全・衛生管理	78
	(1) 建設業(電気工事業)における労働災害 (2) 建設現場の安全衛生管理体制 (3) 送り出し教育・新規入場者教育とは (4) 労働安全衛生特別教育 (5) 正しい服装と保護具 (6) 労災保険特別加入 (7) 建設業退職金共済 (8) エイジフレンドリー (9) 現場の安全確保	
11	現場へ入るための送り出し教育・新規入場者教育	96
	(1) 送り出し教育 (2) 新規入場者教育	
12	グリーンファイル(労働安全書類)	100
	(1) グリーンファイルとは (2) インターネットを使った書類の作成	

1

業界について知るべき 基礎知識

電気工事業について、あたり前過ぎるので、逆に誰にも聞けないという情報もあるでしょう。再度、ご自身がどこまで把握できているか、また業務を拡大・変更するときなどに知っておくべき情報について確認してみましょう。

(1) 登録電気工事業者とは

① 電気工事業者の分類

電気工事業を営もうとする者は、経済産業大臣または都道府県知事の登録を受けなければなりません（電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下、電気工事業法）第3条1）。登録を受けた事業者を「登録電気工事業者」と言います。

また、自家用電気工作物の電気工事のみを行う電気工事業者は、経済産業大臣または都道府県知事に通知しなければなりません（電気工事業法 第17条2）。通知をした事業者を「通知電気工事業者」と言います。

さらに、建設業許可を有している場合、それぞれ「みなし登録電気工事業者」、「みなし通知電気工事業者」となります。

この四つの電気工事業の種類を整理して分類すると第1表のとおりです。

第1表 電気工事業の分類

	建設業許可を有していない	建設業許可を有している
一般用電気工事のみ	登録電気工事業者	みなし登録電気工事業者
一般用・自家用電気工事を施工する	登録電気工事業者	みなし登録電気工事業者
自家用電気工事のみを施工する	通知電気工事業者	みなし通知電気工事業者

注意が必要なのは、初めて建設業許可を受けた場合です。それまでに、登録電気工事業者もしくは通知電気工事業者として事業を営んでいても、改めて「みなし登録電気工事業者」として、あるいは「みなし通知電気工事業者」として事業の開始の届け出、もしくは通知を提出しなければなりません。

② 主任電気工事士の設置

登録電気工事業者は、一般用電気工事の業務を行う営業所（特定営業所）ごとに主任電気工事士を設置しなければなりません。

主任電気工事士は、第一種電気工事士または第二種電気工事士免状の交付を受けた後、電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士でなければなりません。

ただし、登録電気工事業者が法人の場合、その役員のうちいずれかの役員が、主任電

第1図 主任電気工事士の設置



電気工事士の要件を満たし、主として特定営業所の業務に従事する場合、この限りではありません（第1図）。

新たに特定営業所を設けたとき、主任電気工事士が退職するときなどは、二週間以内に、新たに主任電気工事士の選任をしなければなりません。

③ 登録または通知に必要な書類

電気工事業の登録・通知に必要な書類は第2表のとおりです。

第2表 電気工事業の登録・通知に必要な書類（2022年7月1日現在）

電気工事業の種類	必要な書類
登録電気工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 登録電気工事業者登録申請書・誓約書（様式第1） 主任電気工事士等の誓約書・雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ） 主任電気工事士等実務経験証明書（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ） 申請者の履歴事項全部証明書（法人の場合のみ） 申請者の住民票（個人の場合のみ） 主任電気工事士等の電気工事士免状 認定電気工事従事者認定証のコピー（認定証を取得している場合のみ） 主任電気工事士等の身分証明書のコピー（主任電気工事士が従業員の場合に運転免許証等） 定期講習受講履歴欄（主任電気工事士が第一種電気工事士免状取得者の場合）
みなし登録電気工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業開始届出書（様式第18） 主任電気工事士等の誓約書 主任電気工事士等の雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ） 主任電気工事士等の在職証明書（主任電気工事士が代表者以外の役員の場合のみ） 主任電気工事士等実務経験証明書（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ） 建設業の許可通知書のコピー 建設業の許可申請書（副本）の表紙のコピー 主任電気工事士等の電気工事士免状のコピー 認定電気工事従事者認定証のコピー（認定証を取得している場合のみ） 主任電気工事士等の身分証明書のコピー（主任電気工事士が従業員の場合のみ。運転免許証等）
通知電気工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業開始通知書（様式第14の2） 通知者の誓約書 通知者の履歴事項全部証明書（法人の場合のみ） 通知者の住民票（個人事業者の場合のみ）
みなし通知電気工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 電気工事業開始通知書（様式第21） 建設業の許可通知書のコピー 建設業の許可申請書（副本）の表紙のコピー 備付器具明細書（営業所ごとに作成） 登録事項（履歴事項全部）証明書の写し

④ 電気工事業者としての規則

電気工事業者には、保安確保の観点から次のように規則が定められています（電気工事業法第21条～第26条）。

（1）電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止

電気工事業者は、電気工事の作業に、その必要な資格を持たない者にその作業に従事させてはいけません（電気工事の資格の不要な作業は、この限りでない）。

（2）電気工事を請け負わせることの制限

請け負った電気工事を該当する電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせることを禁止しています。

（3）器具の備付け

必ず備え付けておかなければならない器具は、その営業所が一般用電気工作物のみの工事を行うのか、自家用電気工作物の工事を行うのかによって異なります。

第3表のとおりです。

第3表 電気工事業における器具の備付け

営業所の種類	備え付けるべき器具
自家用電気工事の業務を行う営業所	絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置（継電器試験装置および絶縁耐力試験装置は、必要なときに使用できる措置が講じられているものを含む）
一般用電気工事のみの業務を行う営業所	絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計

（4）標識の掲示

登録電気工事業者、通知電気工事業者は、第4表にある事項を掲げた標識をその営業所および電気工事の施工場所ごとに掲げなければなりません。

第4表 標識の掲示

電気工事業の種類	掲げる事項
登録電気工事業者	イ 氏名または名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 営業所の名称及び当該営業所の業務に係る電気工事の種類 ハ 登録の年月日及び登録番号 ニ 主任電気工事士等の氏名
通知電気工事業者	イ 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 ロ 営業所の名称 ハ 通知の年月日及び通知先

（5）帳簿の備付け

電気工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、電気工事ごとに次に掲げる事項を記載する必要があります。

- ①注文者の氏名または名称および住所
- ②電気工事の種類および施工場所

- ③施工年月日
- ④主任電気工事士等および作業者の氏名
- ⑤配線図
- ⑥検査結果

またその帳簿は、記載の日から5年間保存しなければなりません。またこの情報は紙だけではなく、コンピュータなどの電子的な方法で保存することもできます。

(2) 建設業許可とは

建設工事の完成を請け負う際、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合を除き、所在地を所管する知事か、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

電気工事(電気通信工事)も、建設工事の業種に含まれているので、「軽微な建設工事」を超えて施工を請け負う場合、必ず建設業の許可を受ける必要があります。

① 軽微な工事とは

建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」は次のものです。

- 1 建築一式工事については、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150m²未満の木造住宅工事
 - 「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの
 - 「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの
- 2 建築一式工事以外の建設工事については、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

※上記金額には取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。

これを超える工事を行う場合は建設業の許可を受けなければなりません。

② 許可の区分

建設業の許可には、「大臣許可」と「知事許可」があります。それら許可は次のように区分されます。

- 1 二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合
 - …国土交通大臣
 - ※ 本店の所在地を所管する地方整備局長等が許可を行う。
- 2 一の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業しようとする場合
 - …都道府県知事
 - ※ 営業所の所在地を管轄する都道府県知事が許可を行う。

ここでいう「営業所」とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。

また、これら以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も「営業所」になります。

ただし、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、

営業所等は該当しません。

また、営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はありません。(例えば、東京都知事の許可を受けた業者であっても建設工事の施工は全国どこでも行うことが可能)

なお、許可の申請等の手続きに関する問い合わせは、下記のサイトから、許可を受けようとするそれぞれの行政庁へ直接、ご相談ください。

国土交通省「許可行政庁一覧表」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000088.html



③ 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分されています。この区分は、発注者から直接請け負う工事1件につき、4,000万円(建築工事業の場合は6,000万円)以上となる下請契約を締結するか、またはその代金未満となる下請契約を締結するかで区分されます。

第5表 一般建設業と特定建設業の区分

請け負う1件あたりの工事代金	一般建設業か特定建設業かの判定
発注者から直接請け負った1件の工事代金について、4,000万円(建築工事業の場合は6,000万円)以上となる下請契約を締結する場合	特定建設業の許可が必要
上記以外	一般建設業の許可で大丈夫

発注者から直接請け負う請負金額については、一般・特定に関わらず制限はありません。

また、発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな工事であっても、その大半を自社で直接施工するなど、常時、下請契約の総額が4,000万円未満であれば、一般建設業の許可でも大丈夫です。

この区分は発注者から直接請け負う建設工事(建設業者)に対するものであることから、**下請負人として工事を施工する場合には、このような制限はかかりません。**

④ 業種別許可制

建設工事は、一式工事のほか、27の専門工事の計29の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとされています。

電気工事業の場合は、専門工事として「電気工事」、もし空調工事などを行うのであれば「管工事」、電気通信設備の工事であれば「電気通信工事」の建設工事許可を取らなければなりません。

また、屋根一体型の太陽光パネル設置工事などを実施する場合には「屋根工事」の許可が必要になります。

なお、建設業の許可は、同時に2つ以上の業種を取得することもできますし、また、現在取得している許可業種とは別の業種について追加して取得することもできます。

国土交通省「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」

<https://www.mlit.go.jp/common/001209751.pdf>



⑤ 許可の要件

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を備えていること及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。

(1) 4つの許可要件

4つの許可要件は次のものです。

- 1 「建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者」
- 2 「専任技術者」
- 3 「誠実性」
- 4 「財産的基礎等」

それぞれ見ていきましょう。

1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。
- 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

常勤役員

(個人である場合はその者またはその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等または役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る)としての経験を有する者。
- 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者。



常勤役員を直接に補佐する者として下記をそれぞれ置くものであること。



財務管理の経験



労務管理の経験



運営業務の経験

それぞれ、直接に補佐する者になろうとする建設業者または建設業を営む者において5年以上の経験を有する者。

※ ここでいう法人の役員とは、株式会社または有限会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、持分会社の業務を執行する社員、法人格のある各種の組合等の理事などを言います。

- 経営業務の管理責任者等の設置

建設業者として、下記のいずれかの体制を有することが必要です。

許可を取得した後に経営業務の管理責任者等が退職し、後任が不在となった場合は許可の取消しとなります。このため、このような不在期間が生じないよう、あらかじめ上記要件を満たす者を選任するなど、事前に準備しておくことが必要です。

- 適正な社会保険への加入

健康保険・厚生年金保険は、適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていることが必要です。

この「適用事業所」とは、

- 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体またはその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- 法人の事業所であって、常時従業員を使用するものを指します。

雇用保険は適用事業（労働者が雇用される事業）の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていることが必要です。

なお、許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としていません。

国土交通省「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの」について
<https://www.mlit.go.jp/common/001366312.pdf>



専任技術者

営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した者（専任技術者）を設置することが必要です。

この専任技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、また建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります。

また、専任技術者は「営業所ごとに専任の者を設置」することとされていますので、その営業所に常勤していることが必要です。

なお、経営業務の管理責任者と同様、専任技術者の設置も許可要件の1つであるため、許可を取得した後に専任技術者が不在となった場合は許可の取消しの対象等になるので、注意することが必要です。

<一般建設業の許可を受けようとする場合>

1-1. 指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務の経験を有する者

- 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、高校卒業後5年以上若しくは大学卒業後3年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者

1-2. 指定学科修了者で専門学校卒業後5年以上実務の経験を有する者又は専門学校

卒業後3年以上実務の経験を有する者で専門士もしくは高度専門士を称する者

- ・許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、専門学校後5年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者
- ・許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、専門学校後3年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科（指定学科）を修めている者のうち、専門士又は高度専門士を称するもの

電気工事業、電気通信工事業の場合は、電気工学または電気通信工学に関する学科が指定学科になります。

2. 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上実務の経験を有する者

3-1. 国家資格者

電気工事業の場合は「1級電気工事施工管理技士」「技術士（建設、電気・電子）」「2級電気工事施工管理技士」「第1種電気工事士」「第2種電気工事士（3年）」「電気主任技術者（第1種～第3種）（5年）」「建築設備士」「1級計装士」「登録電気工事基幹技能者」が、一般建設業の営業所専任技術者（または主任技術者）となりうる資格となります。

電気通信工事業の場合は「1級電気通信工事施工管理技士」「技術士（電気・電子）」「2級電気通信工事施工管理技士」「電気通信主任技術者（5年）」「工事担任者（3年）」「登録電気工事基幹技能者」が、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となりうる資格となります。

3-2. 複数業種に係る実務経験を有する者

<特定建設業の許可を受けようとする場合>

1. 国家資格者

電気工事業の場合は「1級電気工事施工管理技士」「技術士（建設、電気・電子）」が特定建設業の営業所専任技術者（または監理技術者）となり得る国家資格となります。

電気通信工事業の場合は「1級電気通信工事施工管理技士」「技術士（電気・電子）」が特定建設業の営業所専任技術者（または監理技術者）となり得る国家資格となります。

2. 指導監督的実務経験を有する者

一般建設業の許可を受けようとする場合の専任技術者要件を満たしている者で、かつ、許可を受けようとする建設業に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものについて2年以上指導監督的な実務経験を有する者。

③ 誠実性

請負契約の締結やその履行に際して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかである場合は、建設業を営むことができません。

④ 財産的基礎等

一般建設業と特定建設業の財産的基礎等は、次のとおりです。

<一般建設業>

次のいずれかに該当すること。

- ・自己資本が500万円以上であること

- 500 万円以上の資金調達能力を有すること
- 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

< 特定建設業 >

次のすべてに該当すること。

- 欠損の額が資本金の 20% を超えていないこと
- 流動比率が 75% 以上であること
- 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること

(2) 欠格要件

許可申請書またはその添付書類中に虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合、また、許可申請者やその役員等もしくは令第 3 条に規定する使用人が次に掲げるものに 1 つでも該当する場合、許可は行われません。

- 1 破産者で復権を得ない者
- 2 不正の手段で許可または認可を受けたこと等により、その許可を取り消されて 5 年を経過しない者
- 3 前記 2 に該当するとして聴聞の通知を受け取った後、廃業の届出をした場合、届出から 5 年を経過しない者
- 4 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、または危害を及ぼすおそれが大であるとき、あるいは請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 5 許可を受けようとする建設業について第 29 条の 4 の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 6 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 7 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、または刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- 9 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が欠格要件のいずれかに該当するもの
- 11 暴力団員等がその事業活動を支配する者

⑥ 許可申請の手続き

(1) 許可申請書及び添付書類の準備

許可行政庁に許可申請書及び添付書類を提出します。

第6表 許可申請に必要なとなる書類の一覧

書類の名称	要○ 否×	
	法人	個人
建設業許可申請書	○	○
役員等の一覧表	○	×
営業所一覧表（新規許可等）	○	○
営業所一覧表（更新）	○	○
収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○
専任技術者一覧表	○	○
工事経歴書	○	○
直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○
使用人数	○	○
借約書	○	○
成年被後見人及び被保護人に該当しない旨の登記事項証明書※1	○	○
成年被後見人又は被保護人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書※1	○	○
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	○
常勤役員等の略歴書	○	○
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○
常勤役員等の略歴書	○	○
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○
健康保険等の加入状況	○	○
専任技術者証明書（新規・変更）	○	○
技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○
実務経歴証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）	○	○
指導監督的実務経歴証明書	○	○
建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	○	○
許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書※2	○	○
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○
定款	○	×
株主（出資者）調書	○	×
貸借対照表	○	×
損益計算書・完成工事原価報告書	○	×
株主資本等変動計算書	○	×
注記表	○	×
附属明細表	※3	×
貸借対照表	×	○
損益計算書	×	○
登記事項証明書	○	○
営業の沿革	○	○
所属建設業者団体	○	○
納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○
主要取引金融機関名	○	○

※1 「相談役」、「顧問」については、提出を求められません。 ※2 「相談役」、「顧問」については、「賞罰」の欄への記載を求められません。

※3 附属明細表については特別有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

次のサイトにおいて、申請書類の作成が可能なソフトが無料で利用できます。

一般財団法人建設業情報管理センター「なんでも経審 Plus」

<http://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>

ワイズ公共データシステム株式会社「かんたん書類マネージャ」

http://www.wise-pds.jp/support/download_system_ez.htm

(2) 確認書類

許可申請書及び添付書類のほかに、専任技術者の常勤性を客観的に確認することができる資料など、いわゆる確認資料の徴収がなされます。

(3) 手数料の納入

・大臣許可を申請する場合の許可手数料

登録免許税 15 万円 納入先は、本店所在地を所管する地方整備局等を管轄する税務署です。

・国土交通大臣の許可の更新及び同一区分内における追加の許可

許可手数料 5 万円（収入印紙で納入）

・知事許可を申請する場合の許可手数料

都道府県知事の新規の許可 9 万円

都道府県知事の許可の更新及び同一許可区分内の追加の許可 5 万円

(4) 申請書等の提出先と提出部数

・国土交通大臣許可を申請する場合

本店の所在地を管轄する地方整備局長等に直接提出

国土交通大臣の許可の申請書（添付書類を含む）正本 1 部と副本 1 部（申請者の控え用）

・都道府県知事許可を申請する場合

都道府県知事に提出

都道府県知事が定める数（事前に確認すること）

⑦ 許可後の手続き

許可取得後において許可の申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、変更事由ごとに定められた期間内に、許可を受けた行政庁に変更届等を提出しなければなりません。

⑧ 許可の有効期間

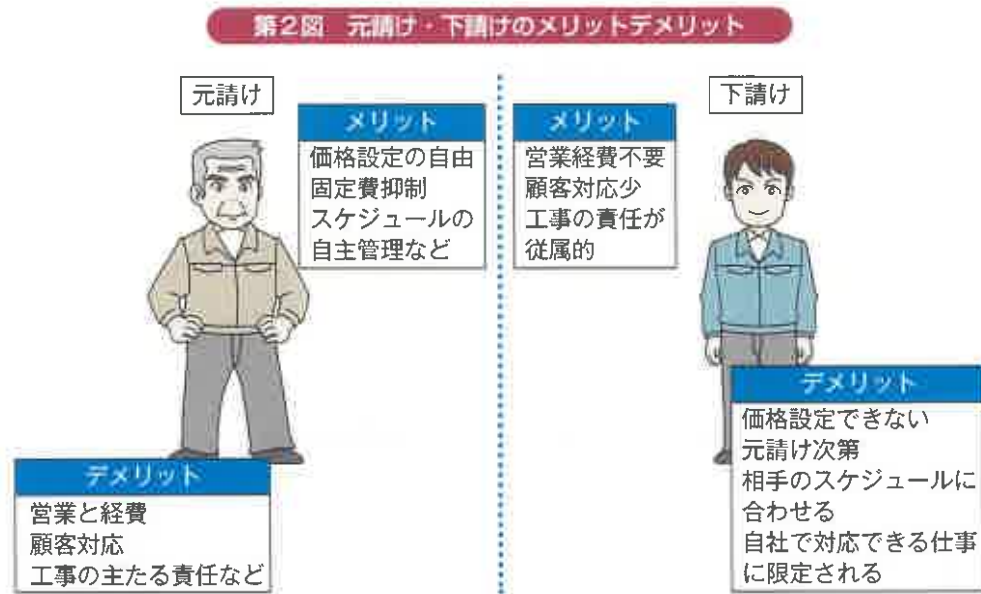
建設業の許可の有効期間は 5 年間で、更新を受けなければ許可は失効します。

この更新の申請は、有効期間が満了する 30 日前までに更新の申請を行うことが必要です。

(3) 元請けと下請けの違い

① 電気工事業における元請けと下請け

電気工事業において、仕事を「元請け」で行うか、「下請け」で行うかは、それぞれ次のようなメリットデメリットがあります。



元請けにも、下請けにも上記に挙げたようなそれぞれのメリットデメリットがありますので、自社の状況やこれからどのようなことをしていきたいかに合わせて、うまく組み合わせていくことができるでしょう。

② 下請けからのステップアップのコツ

事業の規模が小さい場合、下請けで仕事を始められることが多いでしょう。そのような場合も次のような方法でステップアップできるかもしれません。

● 取引する元請けを増やす

1社のみ取引先の場合、そこからの依頼が止まってしまうと仕事が全くなってしまうことも考えられます。このようにならないようリスクを分散するためにも、複数の元請けとの取引を行えるよう、取り組むことがまずは考えられるでしょう。

● 技術営業を行う

例えば、工務店などの下請けの場合、お客様の電気関連のご要望に対して、元請けと同行して技術営業など行うこともできます。事前に元請けに対して、そのような対応が可能であることなども伝えられるでしょう。

さらに、元請けの許諾を得ながら分電盤等に電気のトラブルの連絡先シールを貼っておいたり、メンテナンスなどをすることを提案するなどされている会社もあります。

● 元請けの仕事にも取り組んでみる

今までは、元請け会社になるために、多額の宣伝・広告費が必要であった場合もありました。しかし、現在はインターネットなどの情報技術の発達で、それほどコストをかけずとも直接エンドユーザーにつながる仕組みもあります。

もちろんその中でも効果的に集客・受注するには、それなりのスキルが必要ですが、

元請けとしても仕事を行いたいと思う場合、このような方法も検討できるかもしれません。

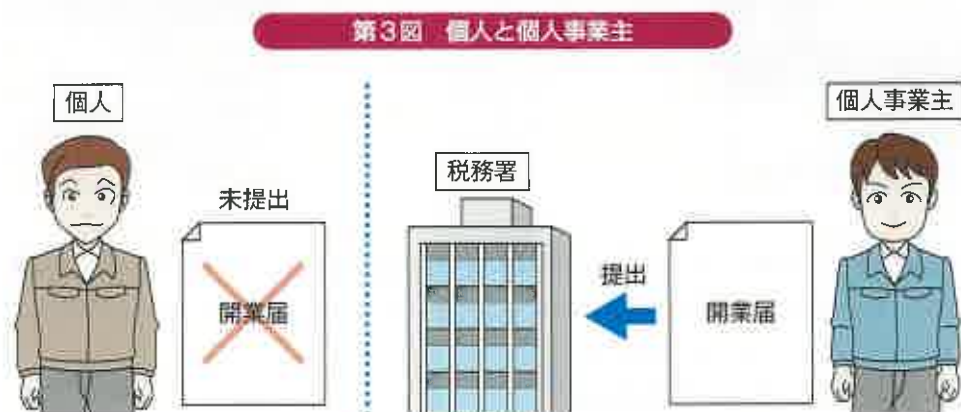
このような、下請けからのステップアップにおいても、そのような事情に精通する組合の組合員や青年部に相談すると自身の経験からさまざまなアイデアを教えてもらったり、そのネットワークから関連企業を紹介されたりすることもありますので、積極的に声をかけてみることも良いでしょう。

(4) 個人と個人事業、法人事業

① 個人と個人事業主

電気工事業を一人で始める場合、個人の立場で始める場合と個人事業主として始める場合、そして法人として始める場合があります。

「個人」は、税法上、法人と対になる言葉で、法人ではなく独立した個人が「事業」を行うことを指します。事業とは、その仕事が「独立・継続・反復」して行われていることで、単発のものなどは、事業とは見なされません。



この個人が、税務署に「開業届」を提出すると、「個人事業主」として扱われます。「個人」から「個人事業主」になると次のようなメリットがあります。

- 青色申告ができる
- 屋号付きの口座が開設できる
- 個人事業主を対象とした給付金がもらえる
- 社会的信用が高まる

特に青色申告では最大で65万円を所得から控除できるため、節税効果があります。ただし、課税所得（＝所得－必要経費－各種控除）が20万円に満たず確定申告が不要な場合は個人事業主になるメリットはあまりありません。

② 法人事業

法人は、先に書いたように個人に対となる言葉で、法律によって法的な権利や義務を負うことが認められた、組織・団体を指します。

電気工事業を営む個人事業主が法人になる場合（法人成りと言います）は、株式会社もしくは「合同会社」「合名会社」「合資会社」の4種類の形態の法人のいずれかを設立することになるでしょう（2006年の会社法施行以来、有限会社の新規設立はできなくなりました）。

個人事業主が法人になるメリットには次のようなものがあります。

- 利益が一定以上になると節税効果がある
- 社会的信頼性が向上する
- 雇用の確保がしやすくなる

反対に法人になることによるデメリットも次のようなものが存在します。

- 設立や維持に費用が発生する
- 設立や運営への労力がかかる
- 会計・税務処理が複雑になる
- 雇用における義務が増え、労力も必要になる

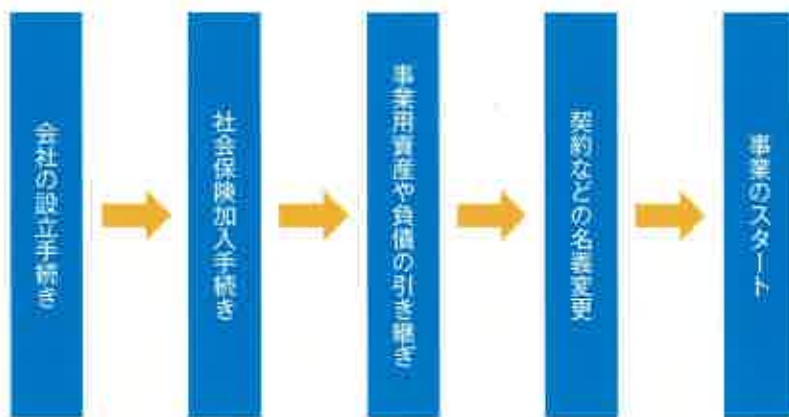
このように、法人になること（法人成り）のメリットとデメリットがそれぞれあるので、個人事業主が法人になるタイミングは、法人になることのメリットがデメリットを上回ったときと考えられます。

法人成りをする目安として、次のようなタイミングが良いと一般に言われています。

- 事業所得が 500 万円を超える場合
- 事業売上高が 1,000 万円を超える場合
- 事業を拡大する場合

③ 法人成りの手続き方法

法人成りは次のようなステップで行われます。



(1) 会社の設立手続き

株式会社の場合は、個人事業主が株主として資本金を出資します。そして、代表取締役になるのが一般的な方法です。

会社設立の際には、官公庁への会社設立手続きのために、定款認証や法人設立登記などさまざまな書類を作成し、各提出先に提出することになります。

(2) 社会保険加入手続き

会社設立後5日以内に「健康保険、厚生年金保険新規適用届」を会社の事業所を管轄する年金事務所へと提出しなければなりません。

(3) 事業用資産や負債の引き継ぎ

もし個人事業主から法人成りする場合は、個人事業で所有していた資産や負債を新会社に引き継ぐための手続きを行います。この引継ぎのため、財産目録や事業譲渡契約書、株主総会や取締役会の議事録などを作成します。

(4) 契約などの名義変更

取引先との契約なども会社名義に変更します。名義変更の必要なものには次のようなものが考えられます。

- 金融機関の口座
- 事務所や駐車場などの賃貸借契約
- 事業用車両と車両保険
- 電話、携帯電話、プロバイダ契約など
- 電気、ガス、水道
- 事務機器リース契約
- 損害保険

このほかにも、取引先への振込先変更の通知、融資契約の名義変更などもあります。また、顧客や取引先などに対する挨拶や告知も必要です。

(5) 事業のスタート

会社として新たな事業のスタートとなります。経理では、個人と会社とを明確に分けて処理する必要があります。

なお、個人事業主から法人成りを検討される方も事前に情報収集をされ、組合員の方や青年部のメンバーなど、経験者に相談してみると良いでしょう。

第2章～第12章までの全編については、
電気工事組合への加入後に、購入いただけます。

組合加入にあたっては、各事業所所在地の各都道府県の
工業組合へお問い合わせください。

電気工事業支援パッケージ ～誰も教えてくれない電気工事業界～

発行日 令和5年6月26日

発行 全日本電気工事業工業組合連合会

〒105-0014 東京都港区芝 2-9-11 全日電工連会館

TEL 03-5232-5861 FAX 03-5232-6855

URL <http://www.znd.or.jp/>

編集・制作 株式会社 ELEFA メディア

組版・レイアウト・イラスト 中田 康夫

表紙デザイン 工藤 よう

電気工事業 支援パッケージ

～誰も教えてくれない電気工事業界～



全日本電気工事業工業組合連合会 編